15　賃貸等不動産（たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有するものをいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

⑴　賃貸等不動産の状況に関する事項

⑵　賃貸等不動産の時価に関する事項

16　持分法損益等に関する注記は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。ただし、⑴に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社（事業者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等（子会社（会社法第２条第３号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）を除外することができる。

⑴　関連会社がある場合　関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額

⑵　開示対象特別目的会社（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第４条に規定する特別目的会社（同条の規定により当該特別目的会社に対する出資者又は当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）がある場合　開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

17　関連当事者（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第112条第４項に規定する関連当事者をいう。以下同じ。）との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引（当該事業者と第三者との間の取引で当該事業者と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。）がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。注記は⑴から⑻までに掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。

⑴　当該関連当事者が会社等（会社計算規則第２条第３項第16号に規定する会社等をいう。）であるときは、次に掲げる事項

ア　その名称

イ　当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める当該事業者が有する議決権の数の割合

ウ　当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合

⑵　当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項

ア　その氏名

イ　当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合

⑶　当該事業者と当該関連当事者との関係

⑷　取引の内容

⑸　取引の種類別の取引金額

⑹　取引条件及び取引条件の決定方針

⑺　取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高

⑻　取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

18　関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前号に規定する注記を要しない。

⑴　一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取その他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

⑵　取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付

⑶　⑴及び⑵に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引

19　１株当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。

⑴　１株当たりの純資産額

⑵　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額

⑶　株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して⑴及び⑵に掲げる額を算定したときは、その旨

20　重要な後発事象に関する注記は、当該事業者の事業年度の末日後、当該事業者の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。

21　連結配当規制適用会社（会社計算規則第２条第３項第51号に規定する会社をいう。以下同じ。）に関する注記は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。

22　資産除去債務に関する注記は、次に掲げる資産除去債務の区分に応じ、それぞれ次に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

⑴　資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

ア　当該資産除去債務の概要

イ　当該資産除去債務の金額の算定方法

ウ　当該事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

エ　当該資産除去債務の金額の見積りを変更したときは、その旨、変更の内容及び影響額

⑵　⑴に掲げる資産除去債務以外の資産除去債務

ア　当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない旨

イ　当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない理由

ウ　当該資産除去債務の概要

23　その他の注記は、３から22までに掲げるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

（電気通信主任技術者規則の一部改正）

第三条　電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「その区」を「その区」に、「である場合」を「であるとき」に、「いる場合」を「いるとき又はその事業用電気通信設備が専らドメイン名関連事業（電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）第六条第二項に規定するドメイン名関連事業をいう。）の用に供するものである場合」に改める。

（工事担任者規則の一部改正）

第四条　工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号を次のように改める。

三　適合表示端末機器、電気通信事業法施行規則第三十二条第一項第四号に規定する端末設備、同項第五号に規定する端末機器又は同項第七号に規定する端末設備を総務大臣が別に告示する方式により接続するとき。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第五条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表に次のように加える。

ドメイン名電気通信役務	ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者	様式第十五の三

第二条第二項中「二十九まで」を「三十まで」に、「様式第十五の三」を「様式第十五の四」に改める。

第四条の見出し中「収益報告」を「収益報告等」に改め、同条中「第三十四条第一項」を「第十二条の二第四項第二号ニ」に改める。